

# 一般財団法人 富良野市農業担い手育成機構

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人富良野市農業担い手育成機構と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道富良野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、富良野市において、地域農業の担い手の育成及び確保を図るため、関係団体及び機関と連携し事業を行うことにより、将来にわたって地域農業の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新規就農希望者及び新規就農者などの地域農業の担い手の育成及び確保に関すること。
- (2) 農地利用集積円滑化事業等の活用による農地の集積に関すること。
- (3) 農産物の生産・販売等の実践研修の実施に関すること。
- (4) 指導する農業者への支援等に関すること。
- (5) 新規農業参入希望者の農業研修習得状況の審査に関すること。
- (6) 就農に関する全般的な指導・助言に関すること。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 財産及び会計

### (設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額は以下のとおりとする。

住所 北海道富良野市弥生町1番1号

設立者 富良野市

拠出財産及びその価額 金銭 金 300万円

### (基本財産)

第6条 この法人の基本財産は次に掲げるものをもって構成される。

- (1) 第5条の財産
  - (2) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に



当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 財産目録

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の理事、監事又は使用人でないこと

(2) 過去に前号に規定する者となることがないこと

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人とな

った者も含む。)でないこと

- 4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第14条 評議員に対して、1日当たり金3,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、日当として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。



- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。



(評議員会運営規則)

第 23 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 10名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
  - 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第1号の代表理事、前項の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（3親等内の親族その他特別の関係にある者を含む。）及び評議員（3親等内の親族その他特別の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人であってはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特別の関係にあってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度内に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及びこの法人の職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定めるところにより行う。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評



議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。



2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的、事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失、その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補足

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。



附 則

(設立時の評議員)

1 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 原 正明 松本晃明 阿部晴夫 山田春男 佐藤裕一 高木健一  
松井一弘 倉本真裕美 内村栄治 大玉英史

(設立時の役員等)

2 この法人の設立時理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 能登芳昭 植崎博行 大門敏雄 小早川恵二 福田弘明 鈴木弘美  
東谷 正 藤野啓一郎

設立時監事 吉田幸男 三好孝行

(最初の事業年度)

3 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立登記の日から平成28年3月31日までとする。

以上のとおり、一般財団法人富良野市農業担い手育成機構設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士藤田嗣人は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年1月 20日

北海道富良野市弥生町1番1号  
設 立 者 富良野市  
富良野市長 能 登 芳 昭

上記設立者1名の定款作成代理人

北海道富良野市若松町3番23号  
司法書士 藤田 嗣人







## 同一の情報の提供

提供の日付：2016年01月22日

公証人：45010008

小 鹿

慎

所属法務局：旭川地方法務局

公証役場：旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22

請求対象の登簿管理番号：16-4501000802000346

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2016年01月22日

請求対象の処理公証人：45010008 小 鹿 慎

所属法務局：旭川地方法務局

公証役場：旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22

### 認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。